

人権擁護委員ってどんな人?

教えて!たばみん参

人権擁護委員

人権擁護委員って何をしている人なのかな?

人権擁護委員は、ボランティアで、皆さんから人権にかかわる相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持つてもらえるよう広報活動をしている人だミン!

そういう人がいるとは知らないかったわ…どうやって選ばれているの?

市町村長から推薦された人の中から、法務大臣が委嘱(任命)しているミン 全国の市町村に14,000人ぐらいいるミン!

結構たくさんいるのね!
ちなみにどんなん人が選ばれているの?

元学校の先生、弁護士、医療・福祉施設の職員といつた、いろいろな職業や経験を持つ専門家とか、地域に明るい地元企業や農家、自治会の人などが選ばれているミン!

いろんな人が知識・経験を活かして活動しているのね!

はじめや虐待、差別など、人権にかかわることで困ったときは、一人で抱え込まずに、気軽に人権擁護委員に相談して欲しいミン!

人権擁護委員や「たばみん」のことを探して知りたい方は、全国人権擁護委員連合会や法務省のホームページにアクセスしてね!

全国人権擁護委員連合会 HP

<https://zennejinken.org/>

法務省 HP(たばみんのページ)

<https://www.moi.go.jp/JINKEN/html/index.html>

たばみん

●人権相談はこちらへ●

みんなの
人権番号
0570-003-110

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からはご利用できません。

電話での相談はこち
らへ

こどもの
人権番号
0120-007-110

こどもの人権についての専用相談電話です。
はじめや虐待などのこどもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通 通話料無料)

LINEでも相談を受け付けています

LINE@/ninken相談

QRコード

ひとりで悩
ます

法務局に相談を

女性の人の
ネットライン

ホットライン
0570-070-810

女性の人の権利に関する相談はこち
らへ

セクハラやDVなどの女性の人の権利に関する相談はこち
らへどうぞ。

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からはご利用できません。

インターネット上の
講話中止など

差別を受けた
ときの対応

ハラスメントを受けた
ときの対応

いじめを受けた
ときの対応

SOS-Eメール
パンコン・スマホ・携帯電話
インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>

※端末の環境により、ご利用できない場合があります。

お問い合わせ

人KENあゆみちゃん

QRコード

QRコード

QRコード

リサイクル選択A
この冊子は、音声コードが印刷されて
います。音声コードを読み取ると、音声が聞こえます。

法務省人権擁護局
全国人民権擁護委員連合会

訪問介護に 従事されている皆様へ

こんなことを感じたり、
見たり聞いたりしたことはありませんか？

皆様の訪問先の家庭などで、高齢者や障害者に対するいじめ、いやがらせ、虐待などの問題が起きているのではないかと思うことはありませんか？

私たち法務省の人権擁護機関は、一人一人の権利が尊重され、高齢者や障害者の方々が毎日安心して暮らすことができるように、様々な人権擁護活動に取り組んでいます。

皆様が訪問介護中に、いじめ、いやがらせ、虐待などが疑われる事案を見たり聞いたりしたら、みんなの「人権110番（裏面）」まで情報をお寄せください。

法務局職員や人権擁護委員が、事案に応じた迅速・柔軟な方法で、関係する方々と話し合ながら解決に導きます。

※人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、約14,000名が全国の市町村に配置されています。

人権イメージキャラクター
人KEN あゆみちゃん

一人で悩まず、ご相談ください。

人権擁護委員、
一縦になつて
皆様のお悩みの
解決に取り組みます。

●法律的なアドバイスを行ったり、悩み事を解決する上です。
●専門的な機関を紹介します。
●関係する方々の間にあって、中立な立場から話し合いを仲介します。
●事業間際を調査した上で、人権侵害をした人に対し、その行為をやめるよう注意します。

このほかにも、他の行政機関と協力するなどして、悩み事を解決に導きます。

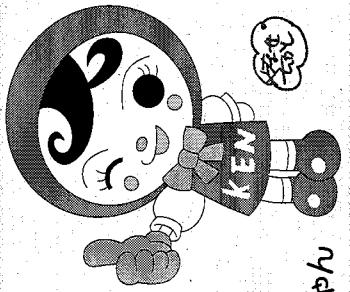
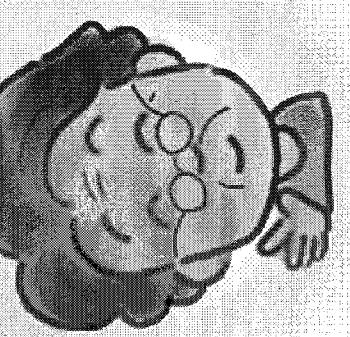
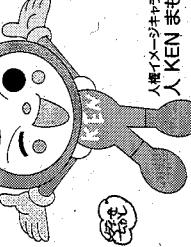
相談は
無料です

相談は
無料です

相談は
無料です

人権イメージキャラクター
人KEN あゆみちゃん

あなたからのご相談をお待ちしております。



介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント



介護関係業務に従事する労働者や、これら介護労働者を使用する社会福祉施設はいずれも大幅に増加していますが、これらの事業場の中には、事業開始後間もなく介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様にいため、労働基準関係法令や雇用管理制度による理解が必要です。

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したもののです。

介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様には、このパンフレットをご活用いただき、介護労働者の労働条件の確保・改善について組んでいただきましょう。

このパンフレットの内容

このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に從事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれては、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただくようお願いします。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署



介護労働者全体（看護師・介護士）に対する取り扱い

(1) 労働条件の明示について

Point 1 労働条件は画面で明示しましょう

►労働基準法第15条

労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しないければいけません。（労働者が希望した場合には、①ファクシミリの送信、②電子メール等の送信、③により書面を作成することができます。）により明示することができます。）

明示すべき労働条件の内容

労働条件の明示（労働の定めがある場合はその期間）	
労働契約の期間（労働の定めがある場合はその期間）	労働手当、賃金、福利厚生に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費、通勤料、作業用品、安全用品、労働時間、休憩時間、休日、休暇等）
就業の場所・就業する職種の内容	労働時間、労働時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等）
賃金の決定・計算、支払の方法、賃金の削除	バータイム労働、定期労働等の労働時間等の算出方法
支払の時期	年次有給休暇の有無、賞与の有無、相談窓口
退職に関する事項（解雇の事由を含む。）	

労働条件（労働すべき日）や賃金・報酬額などを下記の期間により確認できる書面の表示方法	
労働契約により特定される労働条件	1) 勤務の場所及び從事すべき業務 2) 適用される就業規則上の關係条件 3) 対象範囲の勤務表
① 就業の場所及び從事すべき業務	
② 労働日並びにその始業及び終業の時刻	
③ 休憩時間	

- 6か月以内、1年契約などの期間の定めのある契約（有期労働契約）を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示（書面の交付）が必要です。

上記以外の場面においても、労働契約の内容について、できる限り書面で確認しましょう。（労働契約法第4条第2項）

パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月施行（中小企業は令和3年4月から適用））については、パート・有期労働ポータルサイト（<https://part-tarikan.mhlw.go.jp/>）を確認してください。

契約の更新に関する事項も明示しましょう

►労働基準法第5条

(2) 更新の基準の明示	
（具体的な例）	具体的な例：契約期間満了時の業務量により判断する・労働者の能力により判断する
・更新する場合がある場合	・労働者の勤務時間、態度により判断する・会社の経営状況により判断するなど

(1) 更新の基準の明示	
（具体的な例）	具体的な例：有期労働契約への延長：有期労働契約が繰り返し更新されたときは、労働者により判断する
・更新する場合がある場合	・労働者の勤務時間が繰り返し更新されたときは、使用者による繰り返し更新が認められないこととなる旨の書類で確認するなど

(3) 不合理的労働条件の禁止	
① 無期労働契約への延長：有期労働契約が繰り返し更新されたときは、労働者により判断する	① 「雇止め法」の規定化：一定の場合には、使用者による繰り返し更新が認められないこととなる旨の書類で確認するなど
・労働者の勤務時間が繰り返し更新されたときは、使用者による繰り返し更新が認められないこととなる旨の書類で確認するなど	② 「雇止め法」の規定化：一定の場合には、使用者による繰り返し更新が認められないこととなる旨の書類で確認するなど
③ 不合理的労働条件の禁止	③ 不合理的労働条件の禁止

(2) 就業規則について

① 就業規則を作成し、届け出しましょう

- 常時 10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ・また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。
 - ・「10人以上の労働者」には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。
 - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
 - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

② 就業規則に規定すべき事項

- 就業規則に関する事項(効率・経営手腕、労働者負担、福利厚生等)
賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の継続・支払の期別、算給
に開示する事項(解雇の事由を含む。)
退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

③ 就業規則を作成しましょう

- 就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- ・また、就業規則を作成しているのに、その内容が事業の就労実態と合致していない例がみられます。このようない状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりがちません。労働者の試労実験に則した内容の就業規則を作成してください。

- ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。
 - 労働者の受けける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

④ 就業規則を労働者に周知しましょう

- 作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。
- 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
 - 書面を労働者に交付すること
 - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
- 労働者からの請求があった場合には就業規則を見せることなど、就業規則を労働者が必要などときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。

(3) 労働時間について

① 労働時間の適正な扱いを徹底しましょう

- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限ります。
- ・特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。

- 交替制勤務における引継ぎ時間
- 業務報告書等の作成時間
- 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間
- 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間
- 研修時間

- ※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、
II Point 3 (P.14) 参照



- 研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。

- また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益を取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性があると認められるときなどは、労働時間に該当します。

② 労働時間を適正に把握しましょう

- 労働基準法第89条
「労働時間の適正な把握のため使用者が該当すべき措置」に対するガイドライン
- Point 1により労働時間の判断を適正に行ない
Point 2によりこれらを適正に把握して下さい。

- 「労働時間の適正な把握のため使用者が該当すべき措置」に対するガイドライン
- （平成29年1月20日付け基発第012号3号）の主な内容
- ・使用者は、労働時間を見正し管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること
 - ・始業・終業時刻の確認・記録に当たっては、原則として

- ① 使用者が、自ら記録して、
 - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、確認・記録すること
- 自己申告制によりこれをを行わざるを得ない場合には、
- ① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
 - ② 自己申告と実際の労働時間とが合致しているか必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること等

③ 労働時間の適正化を実現しましょう

- 就業規則の適正化によって労働条件を変更する場合に、次のことが必要です。（労働基準法第101条）
- ・就業規則が、就業規則の適正化によって労働条件を変更する場合に、次のことが必要です。（労働基準法第101条）

- ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。
 - 労働者の受けける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

3 变形労働時間制等は正しく運用しましょう

◆ 労働基準法第32条の2 第32条の4ほか

- 1年単位の变形労働時間制を採用する場合には、
→ 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2
また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。

※1 1年以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
※2 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。

- 各日の勤務割合は、変形期間の開始前までに具体的に規定してください。
→ 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。

※3 1か月以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。

- 他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき正しく運用してください。
→ 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。

4 3.6 協定を締結・届出しましょう

◆ 労働基準法第36条

- 時間外労働・休日労働の上限について
→ 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。

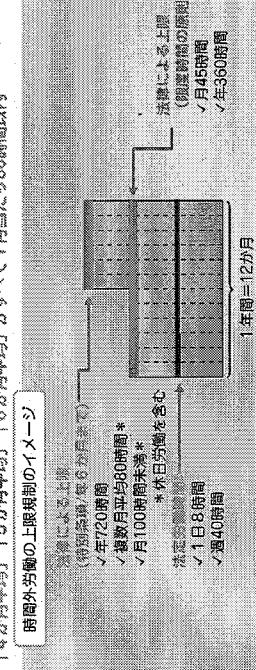
36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間(対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間)です。
「時間外労働の特別の事情がある場合」には、年6か月まで月45時間を超えることができるますが、その場合でも、時間外労働が年720時間以内と認められることはありません。

なお、いすれの場合においても、以下の守らなければなりません。

- 「時間外労働と休日労働の合計」「1か月平均」「3か月平均」「1年当たりの時間以内

「4か月平均」「6か月平均」がすべて1年間にわたって、時間外労働が年720時間未満であることを確認する上記

「時間外労働の上限規制のイメージ」



5 時間外労働等は、3.6協定の範囲内にしましょう

◆ 労働基準法第32条 第36条

時間外労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

(4) 休憩・休日にについて

1 休憩は確実に取得できるようになります

◆ 労働基準法第34条

- 労働時間が8時間以上を超える場合には少なくとも1時間の休憩
が、労働時間の途中に必要です。

休憩は、労働者の自由に利用させなければなりません。
特に、次のような例がみられることがありますから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確實に取得できるよう徹底してください。

- 替替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されない例

○ 正午～午後3時などの所定の休憩時間に利用者の食事や取扱を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

2 夜間労働者等の法定休日を確保します

◆ 労働基準法第35条

- 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与える必要があります。
(4週間を週じ4日の休日を与えることもあります。)

この「休日」とは、単に連続2時間の休業を指すのではなく、原則として曇日(午前0時から午後12時までの)の休業をいいます。
したがって、いかゆる「夜勤明け」の日は、法定休日には該当しませんので注意してください。

(5) 賃金について

1 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

◆労働基準法第2条

- 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
- 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合(時給制などの場合)には、交番制勤務においては、年次有給休暇を考慮する必要があります。
- 告業の作成時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間も運算した時間数に応じて算定をしてください。※ I (3) Point 1(P.4)、II Point3(P.14) 参照。

賃金の算定と賃金額

I (3) Point1(P.4)の引張式勤務、業務強化勤務の作成時間、会議等の時間、研修時間等、I Point3 (P.14.15)の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間
介護サービスに直接従事する時間

この労働時間に応じた賃金を算定

- また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。※ II Point 2 参照

2 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

◆労働基準法第37条

- 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
- ※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です(中小企業については、2023年3月31日まで適用が猶予されています。)。

- 深夜業(午後10時から午前5時までの労働)に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

3 最低賃金以上上の賃金を支払いましょう

◆最低賃金法第1条

- 賃金は、地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低賃金として、都道府県ごとに定められています。

支払う賃金と最低賃金額との比較方法

当該期間における
所定労働時間
(日、週、月等に
よって定められた
時間)

最低賃金額
(時間額)

日、週等に
よって定められた
定められた賃金
(時間単位)

(6) 年次有給休暇について

1 非正規雇用労働者にも年次有給休暇を付与しましょう

◆労働基準法第39条

- 非正規雇用労働者も含め、6か月間連続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

年次有給休暇の付与の要件	
雇入日	6か月経過
契約期間 1ヶ月	契約期間 1ヶ月

- 所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

2 年次有給休暇の日数

雇入日から記入した総労働期間との年次有給休暇日数					
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数※	6か月	1年	2年
30時間以上			10日	11日	12日
	5日以上	217日以上			
30時間未満	4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日
	3日	121日から 168日まで	5日	6日	8日
	2日	73日から 120日まで	3日	4日	5日
	1日	48日から 72日まで	1日	2日	3日

※ 過以外の期間によって労働日数が定められている場合

予定されている今後1年間の労働日数を算出したい場合は

- 年次有給休暇が比例例付与される日数は、原則として其年度(年次有給休暇付与年)において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。
- ただし、予定されている所定労働日数を算出しきれない場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、履次への日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものと「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- 労使協定により、年次有給休暇が10日以上付与される労働者は、年5日(年次有給休暇者も含まります。)。
- 労働者ごとに年次有給休暇管理制度を作成し、5年間(当分の間は3年間)保存する必要があります。

POINT 2 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはしないようにしましょう

● 年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他の不利益な取扱いをしてはいけません。
例えば、精勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されます。

(7) 解雇・雇止めについて

POINT 1 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう



* 有期労働契約を更新しているか、1年を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示されていいるものも除きます。
契約的に期間の定めのない契約を除くといえる場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考慮される場合、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない」とは、雇止めが認められません。従来ど同の労働条件で、有期労働契約が更新されますが、労働者から請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

POINT 2 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」

《平成15年厚生労働省告示第357号》について
有期労働契約については、契約更新の繰り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもつて退職させるなどの、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが大な問題となっています。
この基準は、こののようなトラブルの防止を図るために、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が講すべき指針について定めたものです。

POINT 2 解雇について労働契約法の規定を守りましょう

- 労働契約法第66条 第66条の4 労働安全衛生規則第44条、第44条 第45条 第45条の2ほか
- 有期労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により定期的に健康診断を実施しなければなりません。
- 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、
○ 履用の際
○ 1年内ごとに1回 ※
※ 深夜業等の特定業務に常時從事する者については、
○ 6か月以内ごとに1回
- 定期に健康診断が必要です。
- ① 1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。
- 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するためには措置について、医師等の意見を聽かなければなりません。

(8) 労働者名簿、賃金台帳について

POINT 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

● 労働基準法第10条、第108条、第109条
◆ 労働基準法第10条、第108条、第109条
労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日びそとの事由等を記入しなければなりません。
また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度記録することなく記入しなければなりません。
これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間（当分の間は3年間）保存してください。

労 動 者 名 簿		賃 金 台 帳	
記載事項	労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びそとの事由等	労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他の賃金等	労働者の氏名簿に係る最後の記入をした日又は当該賃金台帳に係る最後の賃金支払期日のいずれか遅い日から5年間（当分の間は3年間）
保存期間	労働者の退職等の日から5年間（当分の間は3年間）		

POINT 2 安全衛生の確保について

● 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条、第18条ほか
常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を運営し、また、衛生委員会を設置する必要があります。
常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保育選定、労働災害の防止などを図りましょう。

POINT 2 健康診断を確実に実施しましょう

- 労働安全衛生法第66条 第66条の4 労働安全衛生規則第44条、第44条 第45条 第45条の2ほか
- 6か月以内ごとに1回
- 定期に健康診断を実施しなければなりません。
- 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。
- ① 1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。
- 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するためには措置について、医師等の意見を聽かなければなりません。



(10) 労働保険について

③ ストレスチェックを実施しましょう

●労働安全衛生法第65条の10、労働安全衛生規則第55条の9ほか

- 常時 50人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的にストレスチェックを実施する必要があります。
- ストレスチェックの結果「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があつた場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を見聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一覧で複数の集団ごとに集計・分析してもらう、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

④ 過重労働による健康障害を防止しましょう

- 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置：労働安全衛生法第66条の8ほか
「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講してください。

【平成18年3月17日付け】基準第0311003号：令和2年4月改正の主な内容

- 時間外・休日労働の削減
- 36協定は、限度基準((3) Point4参照)に適合したものとしてください。
- 月15時間を超える時間外労働が可能な場合にても実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
- 労働者の健康管理に係る推進の徹底
- 時間外・休日労働が1月あたり180時間を超えて終業の精神面が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師による面接指導等を実施してください。

⑤ 労働災害の防止に努めましょう

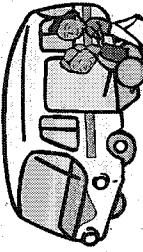
- 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多い労働者は、労働災害や職場災害の防止に取り組んでください。
- 以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。

 - 社会福祉施設における安全衛生対策～職場対策・EV活動～
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>
 - 勝場の危険の見える化（川走業、飲食業、社会福祉施設） 実践マニュアル
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_000003.html
 - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075092.pdf>
 - 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>
 - STOP!職場災害プロジェクト
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>
 - ノロウイルスに関するQ&A
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkouijin/shokuhin/syukuchu/kanten/yobou/040204-1.html>

- 労働者に対しては、産入時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配慮しましょう。

① 労働保険の手続きを取りましょう

保険種別	労災保険とは	雇用保険とは
労働保険	<p>■労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や家族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。</p> <p>■労災保険の対象となる労働者</p> <p>労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、すべての労働者が労災保険の対象となります。</p> <p>① 1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ② 31 日以上の雇用見込みがあること</p>	<p>■雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図ることともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。</p> <p>■雇用保険の対象となる労働者</p> <p>次のいずれにも該当する労働者が、原則として雇用保険の対象となります。</p> <p>① 1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ② 31 日以上の雇用見込みがあること</p>



II 訪問介護労働者に対する事項

訪問介護労働者と労働基準法

このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、訪問介護事業に従事する訪問介護員又は介護保険法上一般介護者等の居宅において入浴・食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務に従事する労働者を指します。

事業場の中では、これらの方について委託・委任あるいは管轄型などの呼び方が用いられていますが、そのような場合でも、労働者に該当する場合は労働者を範囲に限らずその勤務状況を把握する機会があることなどから、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられたため、厚生労働省においては、平成16年に標準の適用について取りまとめたところです。(参考資料(P.14)参照)

この通達の内容はこのパンフレット等にも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の算定はこのパンフレット等を適正に確保されるようお願いします。

訪問介護に携わる皆様には、このパンフレット等をご活用いただき、

訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保されるようお願いします。

Point 1 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう

訪問介護労働者に周知する必要がある点

就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I.(2)Point 3(P.3)参照)事業場における機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周知することが望ましいものです。

Point 2 休業手当を適正に支払いましょう

使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の

100分の60以上の手当を支払わなければなりません。※I.(5) Point 1(P.7)参照
利用者からのキャンセル、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。

利用者からの介護サービスのキャンセル	利用者からの介護サービスの日程変更など
--------------------	---------------------

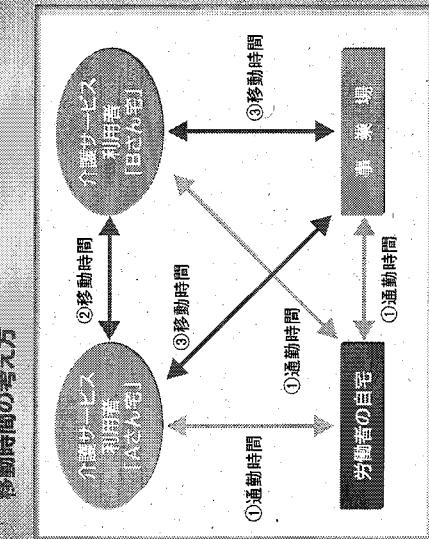
労働者の休業

使用者の責に帰すべき事由に該当する場合

③ 移動時間等が労働時間として適正に把握しましょう

- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- 移動時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握する必要があります。※ I.(3) Point 1 (P.4) 参照

移動時間の考え方



具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

ケースA

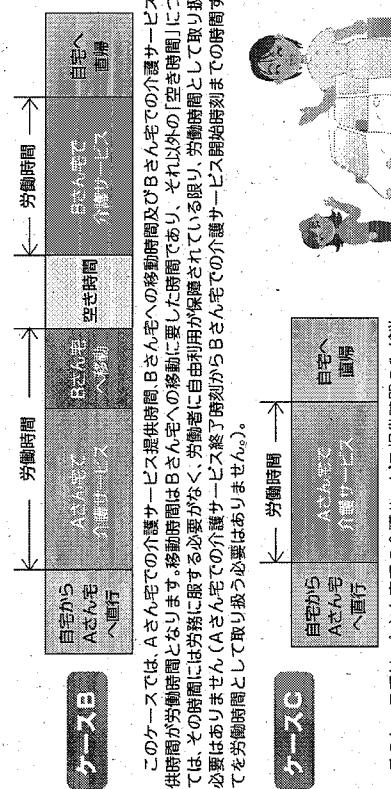
自宅からAさん宅へ直行	Aさん宅へ介護サービス	事業場へ移動	事業場へ到着	休憩時間	休憩時間	Bさん宅へ移動	Bさん宅へ直行
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間は除外される。	このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間が該当するものが労働時間になります。
---	--

1

訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付其業第0827001号



ケースC	
← 労働時間 →	自宅へ 面接
自宅から Aさん宅 へ直行	4.5時間で 介護サービス

訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う賃金額は異なってもよいでですか。

訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準についての業界基準を下回らない範囲で、するには差しきりません。

Q2 当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間と休憩時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間は15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うこととし、15分を超えた時間分の賃金を扣留して支払うこととした結果、A事業場では、休憩時間は15分を超えてかることなく、すべて可能となりました。

移動時間を含めた労働時間を適切に管理することは使用者の業務であり、移動に要した時間と確認する必要があります。移動に係る賃金は、このようにして把握し、た労働時間に基づき算定するのが基本となります。

ご質問のように、事務処理の簡素化のために賃金が一定額を支払う場合に超過分を支払うのであれば、工賃問題に基づき支払うべき賃金が定額制とするには、雇用者に不利益とはなりません。この場合、雇用者は必ずしもこの工賃問題に基づき算定するので、可能と考えられます。

○ 治療時間の考え方

待機時間については、使用者が怠な需要等に対するため事業者等において待機を命じ当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

۲۷

1 定義等

(1)本通達における訪問介護受給者・訪問介護労働者は、前記「訪問介護受給者」(以下「訪問介護受給者」といふ)又は「訪問介護労働者」(以下「訪問介護労働者」といふ)日本厚生年金公費(平成14年3月改訂)のうちのものであることを(訪問介護労働者が從事する業務のうちの訪問介護等の業務に専念するに付し、統合的にこの業務全般の運営に責任あること)(訪問介護受給者が從事する業務のうちの訪問介護等の業務に専念するに付し、統合的にこの業務全般の運営に責任あること)の条件とする。

單法(以下「法」といふ。)第1条の労働者に該当するものと考えられる。

12

卷之三

書籍通知条件

(一般勞働者用；常用、有期雇用型)

事業場名稱・所在地	期間の定めなし、期間の定めあり（「期間の定めあり」とした場合に記入）	
契約期間	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり（「期間の定めあり」とした場合に記入）」	
1 契約の更新の有無	〔「自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）〕	
2 契約の更新は次により判断する。	〔・契約期間満了時・業務量・勤務実績・態度・能効・その他の（ ）〕	
3 更新上限の有無（無・有（更新回まで／通常契約期間年まで））	〔契約更新法による同一の企業との間での通常契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合、本契約期間に対する労働条件の変更の有無（無・有（労紙のとおり））〕	
従事すべき業務の内容	〔有期労働契約法による特例の対象者（高度専門）の場合（開始日： 年月日～完了日： 年月日）〕	
就業の場所	1 始業・終業の時刻等 （1）始業（ 時 分） 終業（ 時 分） （2）変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の労働時間の組み合わせによる。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） （3）フリックタム制；始業及び終業（始業 時 分から 時 分、終業 時 分から 時 分） （ただし、ルカリアム（ ）） 2 休憩時間（ 時 分） 3 所定時間内労働の有無（有・無） 4 事業場外のみなし労働時間制；始業（ 時 分）終業（ 時 分） 5 烩量労働制；始業（ 時 分）終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	
従事すべき業務の内容	（1）～（5）のうち該当するものの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	
休	日	・定期例会：毎週、曜日、月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休	曜	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日 → か月超過で 日 2 替休（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ）
休	月	3 所定時間内労働の有無（有・無） 4 代替休（有・無） 5 その他の休暇 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

特機時間について、使用者が急遽要請に対応するため事業場において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保護されている。したがって場合には、労働時間に該当るものである。

金利が低賃金額によっているところは、(1)現行は、当該債務を償還する時間によって定められた金利(時間割り)と、(2)日、月によつて定められた金利(定期割り)であるが、資金はいかなる期間時間で借入した場合も同一の金利を計算によって計算される。従つて、低賃金の算出を行つた場合には、勘定介営の業務に直接從事する時間のみならず、上記(2)の労働時間も通算した時割り(はじき)で資金の計算を行つた。

（1）年次診査結果の伝与
訪問指導事例においては、年次有給休暇について定期的に契約期間が更新される場合であっても、例えば、労働契約法上勤務日数の算定においては、年次有給休暇を付与しない例があることによって、雇用契約から起算して6ヶ月間連続勤務し、全勤務時間の8割以上を勤務した場合は、年次有給休暇を付与するものと規定する（労働契約法第39条）。なお、年次有給休暇の付与条件であるべき年次有給休暇の算定方法は、原則として勤務日数によるものと規定するが、実質的に付与するべき年次有給休暇の算定方法は、在籍期間によるものと規定するところである。

原則第54条は、労働者に被るべき少しあない非定型的パートタイムヘルパーへの賃金について、各事業場ごとに労働者名簿を調製し、労働者の氏名、雇用年月日、賃金計算期間、労働日数、労働時間等を記入する必要があること(法第103条)。

賃金	1 基本賃金	イ 月給 (円) 、ロ 日給 (円)
	ハ 出来高給 (円) 、 ニ 基本単価 (円) 、 ホ その他 (円)	円、保険給 円
	ヘ 航業規則に規定されている賃金等級等	
2 踏手当の額又は計算方法		
	イ (手当) 円 / 計算方法 :	
	ロ (手当) 円 / 計算方法 :	
	ハ (手当) 円 / 計算方法 :	
	ニ (手当) 円 / 計算方法 :	
3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率		
	イ 所定時間外、法定超月60時間以内 () %	
	月60時間超 () %	
4 所定超休日 () %		
	休日 法定休日 () % 、法定外休日 () %	
	ハ 深夜 () %	
	金額切日 () 一毎月 日、() 一毎月 日	
	金額支払日 () 一毎月 日、() 一毎月 日	
5 賃金の支払方法 ()		
6 賃金の支払方法 ()		
7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無) 有 ())		
8 署名 (有 (時期、金額等)) , 無 ())		
9 署名 (有 (時期、金額等)) , 無 ())		
10 署名 (有 (時期、金額等)) , 無 ())		
○詳細は、航業規則第 条～第 条、第 条～第 条		
退職に関する事項	1 定年制 (有 (滞) , 無)	
	・雇用保険の適用 (有)	
	2 繼続雇用制度 (有 (年まで) , 無)	
	・加入していること (加入していない) (※中小企業の場合)	
	3 创業支援等措置 (有 (歳まで業務委託・社会貢献事業) , 無)	
	・自己都合退職の手続 (退職する)	
	4 解雇の事由及び手続 (以上前に届け出ること)	
	5 部署名 担当者姓名 (連絡先)	
	・その他 ()	
その他	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ())	
	・雇用保険の適用 (有)	
	2 繼続雇用制度 (有)	
	・加入していること (加入していない) (※中小企業の場合)	
	3 创業支援等措置 (有)	
	・自己都合退職の手続 (退職する)	
	4 解雇の事由及び手続 (以上前に届け出ること)	
	5 部署名 担当者姓名 (連絡先)	
	・その他 ()	

※以下は、「契約期間」について「前項の定めあり」とした場合についての説明です。
 労使協約法第18条の規定により、有期間労働契約（平成25年1月以降に開始するもの）の契約期間が通常5年を超える場合には、労使契約の期間の末日までに労働者が、申込みをすることにより、当該労使契約の期間の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期間労働契約による特例の対象となる場合は、労働契約に転換されます。たゞし、有期雇用特別措置法による「有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合」欄に明示したとおりとなります。

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()
 ※ 本通知書は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであることを。
 ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

シフト制労働契約を締結する労働者・使用者・労使団体の皆さん

「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項

このリーフレットは、いわゆる「シフト制」で労働者を就労させる際に、使用者に留意していただきたい内容をまとめています。労働者も納得した上でルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防しましょう。

「シフト制」とは

この留意事項での「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、三交替勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっていて、就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせて勤務する形態は除きます。

1 シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項

(1) 労働条件の明示

（「留意事項」2頁）

- 労働契約の締結時には、労働者に対して以下の労働条件を明示しなければなりません
(労基法第15条第1項、労基則第5条)。

必ず明示しなければならない事項

書面※で交付しなければならない事項

- 契約期間
- 期間の定めがある契約を更新する場合の基準
- 就業場所、従事する業務
- 始業・終業時刻、休憩、休日など
- 賃金の決定方法、支払い時期など
- 退職(解雇の事由を含む)
- 昇給

定めをした場合に明示しなければならない事項

- 退職手当
- 賞与など
- 食費、作業用品などの負担
- 安全衛生
- 職業訓練
- 災害補償など
- 表彰や制裁
- 休職

※労働者が希望した場合は、電子的な方法で明示することができます。

- 特にシフト制労働契約では、以下の点に留意しましょう。

「始業・終業時刻」

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

「休日」

具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。

(2) シフト制労働契約で定められることが考えられる事項 (「留意事項」3頁)

- 前頁の明示事項に加えて、トラブルを防止する観点から、シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合って以下のようなルールを定めておくことが考えられます（作成・変更のルールは、就業規則等で一律に定めることも考えられます）。

作成	<ul style="list-style-type: none">・シフトの作成時に、事前に労働者の意見を聞くこと・シフトの通知期限 例：毎月〇日・シフトの通知方法 例：電子メール等で通知
変更	<ul style="list-style-type: none">・一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合に、使用者や労働者が申出を行う場合の期限や手続・シフト期間開始後、確定していた労働日、労働時間をキャンセル、変更する場合の期限や手續 <p>※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点に留意してください。</p>
設定	<p>作成・変更のルールに加えて、労働者の希望に応じて以下の内容についてあらかじめ合意することも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯 例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する・一定の期間中の目安となる労働日数、労働時間数 例：1か月〇日程度勤務／1週間あたり平均〇時間勤務・これらに併せて、一定の期間において最低限労働する日数、時間数などを定めることも考えられます。 例：1か月〇日以上勤務／少なくとも毎週月曜日はシフトに入る

(3) 就業規則の作成

(「留意事項」3頁)

- 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、「始業及び終業の時刻」や「休日」に関する事項などについて、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません（労基法第89条第1号等）。

2 シフト制労働者を就労させる際の注意点

(1) 労働時間、休憩

(「留意事項」5頁)

- 労働時間の上限は原則1日8時間、1週40時間であり、この上限を超えて働くには36協定が必要です（労基法第32条、第36条）。
- 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません（労基法第34条第1項）。

(2) 年次有給休暇

(「留意事項」6頁)

- 所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の年次有給休暇が発生します（労基法第39条第3項、労基則第24条の3）。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません（労基法第39条第5項）。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いは認められません。

(3) 休業手当

(「留意事項」6頁)

- シフト制労働者を、使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です（労基法第26条）。

※なお、使用者自身の故意、過失等により労働者を休業させることになった場合は、賃金の全額を支払う必要があります（民法第536条第2項）。

(4) 安全・健康確保

(「留意事項」5頁)

- 労働安全衛生法に基づく安全衛生教育（安衛法第59条）や健康診断の実施（安衛法第66条）などの義務は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。

3 シフト制労働者の解雇や雇止め

(1) 解雇

(「留意事項」7頁)

- シフト制労働者と「期間の定めがある労働契約」（有期労働契約）を締結している場合、期間中はやむを得ない事由がなければ解雇できません。また、期間の定めがない場合でも、客観的に合理的な理由等がなければ解雇できません（労契法第17条第1項、第16条）。
- なお、解雇する場合、①30日以上前の予告、②解雇予告手当の支払い（平均賃金の30日分以上）のどちらかが必要です（労基法第20条第1項）。

(2) 雇止め

(「留意事項」8頁)

- 一定の場合には、雇止め（労働者からの有期労働契約の更新等の申込みを使用者が拒否すること）ができなくなります（労契法第19条）。
- 契約が3回以上更新されているか、労働者が雇入れ日から1年を超えて継続勤務している場合、雇止めには契約満了日の30日前の予告が必要です（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条）。

4 その他（募集・採用、待遇、保険関係など）

(1) 募集

(「留意事項」9頁)

- ・労働者を募集する際には、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を明示することが必要です（職業安定法第5条の3第1項、第2項）。なお、募集時に示した労働条件を、労働契約締結までに変更する場合、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。

(2) 治療待遇

(「留意事項」8頁)

- ・シフト制労働者がパートタイム労働者や有期労働契約の労働者である場合には、通勤手当の支給やシフト減に伴う手当の支払いなどで、正社員と比べて不合理な待遇にしないよう留意してください（パートタイム・有期雇用労働法第8条）。

※その際、正社員の待遇を労使合意なく引き下げるることは望ましくないことに留意してください。

(3) 社会保険・労働保険

(「留意事項」9頁)

- ・シフト制労働者も労災保険の適用、給付の対象です。また労働時間などの要件を満たせば、雇用保険や健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。

5 シフト制労働契約簡易チェックリスト

労働契約を締結する際の留意点		法定事項
1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えていますか。	⇒1 (1) 労働条件の明示	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>
1-2. 労働契約の締結時に、始業と終業の時刻を具体的に決めた日がある場合、どのように明示をしていますか。	a. その日の始業・終業時刻、原則的な始業・終業時刻や休日の設定の考え方を記載したり、最初の期間のシフト表を渡したりして書面などで伝えている。 b. 書面などで伝えているが、始業・終業時刻や休日は「シフトによる」とだけ記載している。	bに該当する場合、aの方法で明示を行ってください
1-3. シフト制労働契約の締結時に、労働者の希望に応じて以下の内容についても定めていますか。	⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	a~cについて、労働者の意向も確認してみましょう
a. シフトが入る可能性のある最大の日数や時間数 b. シフトが入る目安の日数や時間数 c. シフトが入る最低限の日数や時間数		
1-4. シフト制労働契約の締結時に、以下を定めていますか。	⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	a~dについて、導入を検討してみましょう
a. シフトを作成するにあたり事前に労働者の意見を聞くなど作成に関するルール b. 作成したシフトの労働者への通知期限、通知方法 c. 会社や労働者がシフトの内容（日にちや時間帯）の変更を申し出る場合の期限や手続 d. 会社や労働者がシフト上の労働日をキャンセルする場合の期限や手続		
2. いったん確定したシフト上の労働日、労働時間等の変更是、使用者と労働者で合意した上で行っていますか。	⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>
シフト制労働者が就労する際の留意点		法定事項
3. シフト制労働者の労働時間が1日8時間、1週40時間を上回る場合には、36協定を締結・届出していますか。	⇒2 (1) 労働時間、休憩	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>
4. 1日の労働時間が6時間を超える場合には、勤務の途中に一定時間以上の休憩を与えてていますか。	⇒2 (1) 労働時間、休憩	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>
5. 要件を満たすシフト制労働者から年次有給休暇の請求があった場合、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させていますか。	⇒2 (2) 年次有給休暇	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>
6. シフト制労働者を使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、一定額以上の休業手当を支払っていますか。	⇒2 (3) 休業手当	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>
7. シフト制労働者に、必要な安全衛生教育や健康診断を実施していますか。	⇒2 (4) 安全、健康確保	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>
8. 要件を満たすシフト制労働者を雇用保険、健康保険・厚生年金の被保険者としていますか。	⇒4 (3) 社会保険・労働保険	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/>

6 参考リンク・お問い合わせ先

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html



ご質問・ご相談窓口

シフト制の労働契約、労働条件全般	総合労働相談コーナー（都道府県労働局と労働基準監督署等に設置）
労基法、安衛法、労災	労働基準監督署
募集・採用、雇用保険	公共職業安定所
職業安定法	都道府県労働局
社会保険	年金事務所（健康保険の場合はご加入の健康保険組合）